

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限)</p> <p>第32条 正会員は、他の会員の役員又は従業員である者から、その会員の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ないで、本所の市場における有価証券の売買の委託を受けることができない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年2月1日から施行する。</p>	<p>(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限)</p> <p>第32条 正会員は、他の会員の役員又は従業員である者から、その会員の書面による同意を得ないで、本所の市場における有価証券の売買の委託を受けることができない。</p>